

# 処分規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 処分規程（以下、「本規程」という。）は、特定非営利活動法人日本聴覚障がい者ラグビーフットボール連盟（以下、「本連盟」という。）定款第59条の規定に基づき、定款第6条に規定された正会員と賛助会員、定款第13条に規定された理事及び監事、並びに定款第39条に基づき設置された専門委員会の委員及びスタッフ（以下「役職員等」という。）に対する、また登録者に対する懲戒処分（以下、本規程において単に「処分」という。）に関して必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 本規程において、登録者とは以下のものをいう。

- ① 本連盟と契約した指導者（以下「指導者」という）
- ② 本連盟に登録した競技者（以下「競技者」という）
- ③ 本連盟に登録したスタッフ（以下「スタッフ」という）
- ④ 本連盟と契約した審判員（以下「審判員」という）
- ⑤ 本連盟と契約したトレーナー（以下「トレーナー」という）
- ⑥ 本連盟と契約した通訳者（以下「通訳者」という）

2 本規程において、競技関係者とは、役職員等、登録者をいう。

## 第2章 禁止行為

### (競技関係者の禁止行為)

第3条 競技関係者は以下の行為を行ってはならない。

- ① 法令に違反すること。
- ② 本連盟の定款又は倫理規程その他の規程又は決定に違反したとき
- ③ 故意又は過失により本連盟に損害を与えたとき
- ④ 故意又は過失により本連盟、又はラグビー競技にかかわる一切の者の名誉を傷つけ又は信用を失墜させる行為をしたとき
- ⑤ ラグビー競技に関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること。
- ⑥ ラグビー競技に関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与すること。
- ⑦ ラグビー競技に関し、補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること。

- ⑧ その他、ラグビー競技に関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行うこと。
- ⑨ 第三者が前各項に定める行為を行うことを幫助し、教唆し、若しくはこれを是正すべき権限を有するにもかかわらずこれを放置し、又は適切な対応を行わないこと。

2 アンチ・ドーピングに関しては、別に定める規程による。

### 第3章 処分

(処分事由)

第4条 競技関係者が第2章の禁止行為に該当するときは、処分する。

(役職員等に対する処分の種類)

第5条 本連盟は禁止行為を行った役職員等に対し、次の区分に応じて処分する。

但し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、個々の事案に応じた適切な処分が行われるよう努める。

- ① 戒告：口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責：文書による注意を行い戒め、改善報告書を提出させる。
- ③ 役員辞職：地位を剥奪する。
- ④ 退会処分：資格を剥奪する。
- ⑤ その他、法律及び本連盟又は加盟団体等の定款に定める処分

(登録者に対する処分の種類)

第6条 本連盟は禁止行為を行った登録者に対し、次の区分に応じて処分する。

但し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、個々の事案に応じた適切な処分が行われるよう努める。

- ① 戒告：口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責：文書による注意を行い戒める。
- ③ 罰金：5,000円以上100,000円以下の金額を本連盟に納入する。
- ④ 有期の登録資格停止：1年以上2年以下、本連盟の登録者としての資格を停止する。
- ⑤ 無期の登録資格停止：期間を定めず、本連盟の登録者としての資格を停止する。
- ⑥ 登録資格剥奪：永久に本連盟の登録者としての資格を剥奪する。

2 登録資格の停止を受けた登録者は、登録資格の停止期間中、ラグビー競技に関する一切の競技活動を行ってはならない。

(資格停止の猶予)

- 第7条 過去に本連盟の処分を受けたことがない競技関係者が有期又は無期の資格停止の処分を受けるにあたり、本連盟は、情状により、処分が確定した日から、1年以上3年以下の期間、資格停止の実行を猶予することができる。
- 2 前項に定める猶予期間中において競技関係者が違反行為を行った場合、本連盟は、直ちに資格停止の実行の猶予を取り消さなければならない。

#### 第4章 処分手続

- 第8条 処分の手続きに関しては本連盟の処分手続規程に従う。

#### 第5章 復権手続

(資格の停止処分の解除)

- 第9条 無期の資格の停止処分を受けた者は、当該処分の開始日から2年を経過した後に、当該処分の解除を申し立てることができる。
- 2 前項の申立てをする者は、申立てのとき、反省文、嘆願書その他の書面を提出することができる。
- 3 第1項の申立てがあったときは、理事会は、必要に応じ申立てをした者を聴聞し、解除の可否について審議する。
- 4 理事会は、前項の審議の結果、解除が妥当であると判断したときは、第1項の申立てをした者の資格の停止を解除する日を定めた上で解除決定(解除を不相当とする場合はその旨の決定)を行う。
- 5 第1項の申立てをした者は、第4項において理事会が定めた日からその資格が復権する。

#### 第6章 雑則

(雑則)

- 第10条 この本規程に定めるもののほか、処分に関して必要な事項は、理事会が定める。

附則〔2020年5月9日制定〕

本規程は、2020年5月9日から施行する。